

相談先一覧表



☆身近な相談窓口として…ご相談はまず、お電話ください

事業者の名称	所在地	市町	電話番号
館山市地域包括支援センター たてやま (北条・那古・船形)	館山市長須賀238-1	館山	0470-25-7191
館山市地域包括支援センター なのはな (館山・西岬・神戸・富崎)	館山市沼1604	館山	0470-22-1350
館山市地域包括支援センター いちご (豊房・館野・九重)	館山市安布里237-3	館山	0470-28-4115
館山市認知症初期集中支援チーム おれんじ	館山市沼1604-4	館山	0470-29-5301
鴨川市福祉総合相談センター	鴨川市八色887-1	鴨川	04-7093-1200
鴨川市福祉総合相談センター 天津小湊	鴨川市天津163-1	鴨川	04-7094-5800
鴨川市福祉総合相談センター長狭	鴨川市宮山233	鴨川	04-7097-2860
鴨川市福祉総合相談センター江見	鴨川市東江見376-5	鴨川	04-7096-1111
南房総市内房高齢者相談センター (富浦・富山・三芳)	南房総市富浦町深名1170-1	南房総	0470-20-4500
南房総市外房高齢者相談センター (白浜・千倉・丸山・和田)	南房総市千倉町平館686-1	南房総	0470-40-1277
在宅介護支援センター 伏姫の郷 (富山)	南房総市平久里下字宮崎1129-2	南房総	0470-58-2011
三芳在宅介護支援センター (三芳)	南房総市谷向165-1	南房総	0470-36-4520
おもいやりの郷 在宅介護支援センター (白浜)	南房総市白浜町港口7216-8	南房総	0470-30-5360
千倉町在宅介護支援センター 千倉苑 (千倉)	南房総市千倉町瀬戸2712-24	南房総	0470-40-1811
千倉町在宅介護支援センター 晴耕苑 (千倉)	南房総市千倉町忽戸692-1	南房総	0470-40-1231
リブ丸山 在宅介護支援センター (丸山)	南房総市川谷302-5	南房総	0470-46-4766
在宅介護支援センター 花の里 (和田)	南房総市和田町松田808	南房総	0470-47-5194
鋸南町地域包括支援センター	鋸南町保田560	鋸南	0470-50-1172

☆認知症に関する診断、周辺症状と急性期治療、専門相談は・・・

事業者の名称	所在地	市町	電話番号
認知症疾患医療センター 東条メンタルホスピタル	鴨川市広場1338	安房全域	04-7093-6046

☆心の病気全般に関する専門相談は・・・

事業者の名称	所在地	市町	電話番号
千葉県安房健康福祉センター (安房保健所)	館山市北条1093-1	安房全域	0470-22-4511
鴨川地域保健センター	鴨川市横渚1457-1	安房全域	04-7092-4511

☆若年性認知症の電話相談は・・・

事業者の名称	所在地	市町	電話番号
千葉県若年性認知症専用窓口 (千葉大学医学部付属病院内)	千葉市中央区亥鼻1-8-1 千葉大学医学部付属病院 認知症疾患医療センター	千葉県	043-226-2601 月・水・金 9:00~15:00

☆「家族の会」認知症の電話相談は・・・

事業者の名称	所在地	市町	電話番号
ちば認知症相談コールセンター (認知症の人と家族の会千葉県支部)	千葉市中央区千葉港4-3 県社会福祉センター3階	千葉県	043-238-7731 月・火・木・土 10:00~16:00

☆お金の管理や契約行為に関する相談は・・・

事業者の名称	所在地	市町	電話番号
安房地域権利擁護推進センター	鴨川市八色887-1 鴨川市総合保健福祉会館2階	安房全域	04-7093-5000



認知症カフェ・コミュニティカフェ (憩いの場)



認知症の人や家族、また認知症でなくても、家族だけでも、自由に集まれる場です…気軽にのぞいてみてください♪

事業者の名称	曜日	所在地	市町	電話番号
認知症カフェ つむぎ	毎週 月・金	館山市正木1327-1	館山	0470-27-5136
はななかふえ (亀田医療大学)	第4 土	鴨川市横渚462	鴨川	04-7099-1211
おたがい茶間カフェ	毎週 水	南房総市岩糸1082	南房総	0470-46-2200
おかげ茶間サロン	第1 金	南房総市宮下312	南房総	0470-46-2200
しあわせカフェ	毎週 月・火	鋸南町保田443	鋸南	090-2328-8934

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために

認知症ケアパス



認知症は、誰もがかかる可能性のある、とても身近な病気です。

早期に適切な治療を受ける事、また家族や近所などの身近な人の理解や協力があれば、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができます。

認知症ケアパスは、認知症の人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすために、状態や症状に応じて、受けられる支援やサービスをご案内するものです。

下の3つの質問で1点以上の方、または詳しい内容や利用について知りたい方は、地域を担当する地域包括支援センター等 (詳しくは裏面をご覧ください) にご相談ください。

周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか?	はい(1点)	いいえ(0点)
自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか?	はい(0点)	いいえ(1点)
今日が何月何日かわからない時がありますか?	はい(1点)	いいえ(0点)

(基本チェックリストより抜粋)

館山市・鴨川市・南房総市・鋸南町

☆ 行政の相談窓口 ☆

館山市役所	高齢者福祉課	包括ケア係	電話 0470-29-5386
鴨川市役所	鴨川市福祉総合相談センター		電話 04-7093-1200
南房総市役所	健康支援課	高齢者福祉係	電話 0470-36-1152
鋸南町役場	保健福祉課	福祉支援室	電話 0470-50-1172

認知症は病気の進行によって症状が変化します。病気の進行や症状に応じて支援やサービスを利用しましょう！

◆個々により経過が異なりますので、この通りの経過をたどる訳ではありませんが、今の状況を知り、今後の介護や対応の参考としてください。

認知症の段階（経過）		軽度		軽度～中等度	中等度	重度
本人の様子	健康 自立	気づき ・計算間違いや漢字のミス等が増える ・同じことを言う ・物忘れが増えるが自覚もある 	認知症はあるが日常生活は自立 ・買い物の時にお礼でしか支払えない ・銀行のATMが使えない ・同じ物を何度も買う ・薬の飲み忘れ  ・身なりを気にしなくなる ・物を探すが増える	誰かの見守りがあれば日常生活は自立 ・買い物や料理、金銭管理などが難しくなる ・季節にあった服が選べなかったり着る順番がわからない ・薬がきちんと飲めない  ・同じことを何度も聞くようになる	日常生活を送るには支援や介護が必要 ・食事や入浴、トイレなど、1人でできず介助が必要になる ・家族を認識できなくなってくる ・時間や場所がわからない 	常に介護が必要 ・言葉によるコミュニケーションが難しくなる ・歩くことが困難となり、ほぼ寝たきりの状態となる ・自分で食べられない、飲み込みが悪くなるなどから食事介助が必要となる 
	ご家族の心得と対応	・本人とともに認知症予防に関する取り組みを実践 	・年齢のせいにはせず、気になり始めたら早めにかかりつけ医や地域包括支援センターに相談 	・同じことを聞かれても、きちんと返答 ・何でもかんでも取り上げず、本人ができないことだけを支援 ・介護保険サービスの利用を開始 	・さまざまな症状が現れてきて疲れる時期 ・専門職や人の助けを借り介護保険サービスを活用 	・コミュニケーションやケアを工夫し、本人が安心できる環境作り ・最期の迎え方についても家族間で話し合い 
地域	介護予防（認知症予防） : 各地域で介護予防教室・通いの場・体操教室等を開催しています					
	認知症カフェ : 認知症の人、家族、支援者が和やかに集まっています 介護者の集い : 認知症の人と家族などが、介護に関する悩みなどの話し合いができる場です					
医療						
	かかりつけ医 : 健康管理も含め、早い段階で相談ができる体制を作っておきましょう かかりつけ薬局 : 状態に応じ、医師の指示により、薬剤師が自宅に訪問して、お薬を管理することもできます 					
	病院（もの忘れ外来・認知症外来・心療内科外来・精神科外来） : 認知症の診断・治療の専門機関です 認知症疾患医療センター : 認知症に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併に対する急性期治療の専門機関です					
介護（介護保険サービス等）	地域包括支援センター : 地域の保健・福祉・医療の総合相談窓口です					
	認知症初期集中支援チーム : 認知症の不安のある人や認知症の人に対し、医師、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士、看護師等の専門職がチームとなり、認知症の早期発見、早期対応、重症化予防を目指し、かかりつけ医との連携のもと、最長で6か月間の集中的な支援を行います。裏面の＜相談先一覧＞が窓口です 					
生活	居宅介護支援事業所（ケアマネジャー） : 日常生活を送るために必要な保健医療・福祉サービスを利用できるよう、サービス利用の調整・支援等を行います					
	自宅で利用できる主な介護保険サービス（※詳しくは地域包括支援センターへお問い合わせください） ・訪問によるサービス: 訪問介護（ホームヘルプ）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション等 ・通所によるサービス: 通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）等 ・短期入所生活介護（ショートステイ）、短期入所療養介護（ショートステイ）: 特別養護老人ホーム、老人保健施設等に短期に入所するサービス ・生活環境を整えるサービス: 福祉用具貸与、福祉用具購入、住宅改修等 入所ができる主な介護保険サービス: グループホーム、介護老人保健施設、特別養護老人ホーム等 					
生活	日常生活自立支援事業（社会福祉協議会） : 定期的な訪問で、福祉サービスや日常的な金銭管理のお手伝いをします 					
	成年後見制度 : 判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護等の本人の権利を守るための制度です					